

令和8年2月1日  
北九州市

## 現場代理人及び技術者の配置等に関する運用

建設業法(以下「法」という。)第26条に定める工事現場に置く技術者について、北九州市においては、国土交通省が定めた「監理技術者制度運用マニュアル」にもとづき運用するほか、発注者として明示する事項や補足する事項について、下記のとおり定めます。

なお、提出された書類に虚偽の内容があった場合は、指名停止等を行うことになります。

### 記

#### 1 現場代理人及び技術者等の資格及び雇用関係について

請負者との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の証明を確認するため、「現場代理人等通知書」、「経歴書」の提出にあたっては、次の書類の添付が必要です。

契約締結後 7 日以内に工事監督課に提出してください。

なお、技術者については、当該工事の施工に必要な技術者としての資格を有する者に限ります。工事途中で変更する場合も同様です。

##### 【雇用関係・期間を確認する書類について】

次の(1)～(5)のいずれかとする。すべて開札日(随意契約にあっては見積書提出日)以前3ヶ月の雇用期間がわかるものであること。

- (1)監理技術者資格者証の写し
- (2)雇用保険被保険者証の写し
- (3)健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- (4)住民税特別徴収税額通知書の写し
- (5)所属企業の雇用証明書(上記(1)～(4)のいずれも無い場合に限る)

※ 現場代理人又は技術者が請負者の代表者の場合は、運転免許証の写しで可。

なお、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(令和6年3月26日国不建技第291号)に基づき、

- ・企業集団内の出向社員を本市発注工事の監理技術者等として配置する場合(3ヶ月後等配置可能型)
- ・親会社及びその連結子会社の間の出向社員を本市発注工事の監理技術者等として配置する場合(即時配置可能型)

は、上記通知を活用することとし、本市においては、別紙のとおり運用します。

注： 親会社が会社法第2条の会計監査人設置会社であり、同法第444条の連結計算書類を作成している企業集団が対象です。

## 2 監理技術者資格者証等の写しの提出について

法第26条第2項の規定により工事現場に置くこととなる監理技術者については、上記1の書類と併せて、監理技術者資格者証の写し(平成16年3月1日以降の交付の場合は、監理技術者講習修了書の写しも)を添付してください。

また、主任技術者で建設業第7条第2号イ又はロ以外の者は、その資格者証の写しを添付してください。(建設業第7条第2号イ又はロの規定による実務経験の場合は、資格を有することがわかるように経歴書の工事経歴に記載してください。)

## 3 現場代理人の兼任について

「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照してください。

「現場代理人の兼任届(兼承認書)」(様式)

## 4 技術者の配置について

法第26条第3項の規定に基づき、請負金額4,500万円(建築一式工事9,000万円)以上の工事については、技術者の専任配置を求めていますが、法第26条第3項ただし書きに定める専任義務の緩和規定について、本市発注工事における専任特例の運用の詳細は、「監理技術者制度運用マニュアル」を活用することとし、発注者として特に定める事項及び手続等は、以下のとおりです。

### (1) 専任特例1号について

法第26条第3項ただし書及び同項第一号により(「専任特例1号」)、専任の主任技術者・監理技術者を置く必要がある工事において、以下の①～⑦のすべての要件を満たす場合、同一の技術者を合計2つの現場まで兼任配置することができます。

(なお、①～⑦は、監理技術者制度運用マニュアルと同じ趣旨の内容であり、本市独自の制限や様式はありません。)

① 請負代金の額が1億円未満(建築一式工事は2億円未満の工事)

② 工事現場間が1日の勤務時間内に巡回可能、かつ工事現場間の移動時間が概ね2時間以内

③ 下請次数が3を超えていないこと

④ 連絡員を配置すること

(土木一式工事又は建築一式工事の場合、1年以上の実務経験を有することが必要)

⑤ 工事現場の施工体制について、情報通信技術を利用する方法により確認する措置を講じている。(情報通信技術:CCUS等の現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステムをいう。)

⑥ 人員の配置計画書を作成し、工事現場ごとに据え置く

(様式は国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書(参考様式)」をダウンロードして作成すること)

⑦ 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機が設置され、かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること

## (2) 専任特例2号について

法第26条第3項ただし書及び同項第二号により(「専任特例2号」)、専任の監理技術者を置く必要がある工事において、監理技術者補佐を配置することで、下記の要件を満たす場合、合計2つの現場まで同一の監理技術者を兼任配置することができます。

### ア 対象工事

本市においては、次の①から③の全てを満たす工事とします。

(ただし、下記の【対象外工事】を除く。)

- ① 発注者が、本市(上下水道局、交通局、公営競技局を含む。以下「本市」という。)のほか、国及び地方公共団体、本市の外郭団体及び独立行政法人であること。
- ② 工事現場がいずれも市内及び本市に隣接する市町村の区域内であること。
- ③ 請負金額が3億円未満であること。

#### 【対象外工事】

- ・ 24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事
- ・ その他発注者が監理技術者の専任を要すると判断する工事

#### 〔留意事項〕

※ 現場の安全管理体制について、「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日付基発第267号の2)において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること」とされていることから、施工体制に留意してください。

※ 専任特例2号による兼任配置を認める対象工事の場合は、入札公告に明示し、兼任配置を認めない工事は、入札公告に記載しませんので、確認してください。

### イ 兼任の手続き

受注者は、兼任配置を行う場合は、「監理技術者兼任届(専任特例2号)」、「現場代理人等通知書」、「経歴書」に以下の書類を添付のうえ、工事監督課へ提出してください。

- ① 監理技術者補佐の資格要件を有することを証する書類(資格者証の写し等)
- ② 監理技術者補佐の請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書類(上記「1現場代理人及び技術者等の資格及び雇用関係について」参照)
- ③ 監理技術者が兼務する工事のCORINS等の写し(上記「(2)ア対象工事」を確認する資料)
- ④ 監理技術者と監理技術者補佐の業務分担、連絡体制を記載した書類(任意様式)

## (3) 営業所技術者等※の専任工事現場の兼任について

営業所技術者等は、法第7条第1項第2号の規定により、専任のものとしておくことが求められていますが、法第26条の5により、以下の全ての要件を満たす場合、営業所技術者等を1つの工事現場の専任技術者として兼任配置することができます。

なお、ア～ウは、監理技術者制度運用マニュアルと同じ趣旨の内容であり、本市独自の制限や様式はありません。

- ア 当該営業所で契約締結した建設工事であること
- イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること
- ウ 上記(1)専任特例1号の要件①～⑦を満たすこと  
(上記(1)で「工事現場間」とあるのは、「営業所から工事現場間」と読み替える)
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

※旧「営業所専任技術者」から名称変更。「営業所技術者等」は、「営業所技術者及び特定営業所技術者」をいう。

## 5 技術者等の途中交代について

(1) 技術者の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」の考え方をもとに、以下の例示を条件とし、かつ工事監督課において工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合とします。

(例示)

- ・ 技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職の場合
- ・ 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ・ 工場から現地への工事現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合

なお、総合評価落札方式により契約した工事については、交代が認められた場合においても、工事成績評定の減点が生じる場合があります。(「北九州市建設工事総合評価落札方式ガイドライン」参照)

(2) 現場代理人の交代については、上記条件に限定しませんが、工事現場の運営に支障がないと工事監督課において認められる場合に限ります。

問合せ先

技術監理局契約制度課 TEL093-582-2545

## 1 企業集団内の出向社員を本市発注工事の監理技術者等として配置する場合（3ヶ月後等配置可能型）

### （1）概要

親子間及び連結子会社間の在籍出向社員を本市発注工事の監理技術者等として配置可能。ただし、出向先と開札日（随意契約にあっては見積書提出日）以前3ヶ月以上の雇用関係が必要となります。

### （2）要件

出向元会社及び出向先会社が一の親会社及びその連結子会社からなる企業集団に属する会社であること

### （3）提出書類

以下の書類の写しを工事監督課に提出してください。

ア 出向社員に関する証明について（様式1-1※）

イ 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類

ウ 出向であることを証する書類（出向契約書、出向協定書等）

なお、当該社員の給与、勤務時間、休日等の勤務条件等を記載した部分は、黒塗り（又は白抜き）としてください。

エ 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団内の会社であることを示す以下の書類

（ア）有価証券報告書により親会社及び当該連結子会社が確認できる場合

　有価証券報告書（親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋）

（イ）（ア）で確認ができない場合は、以下の書類すべて

　・事業報告書又は連結計算書類（親会社及び当該連結子会社が確認できる部分の抜粋）

　・会計監査人による監査報告書（会計監査人が明示されている部分の抜粋）

（ウ）（ア）及び（イ）で確認ができない場合は、以下の書類すべて

　・有価証券報告書、事業報告書又は連結計算書類（親会社及び連結子会社数が確認できる部分の抜粋）

　・連結子会社一覧（様式1-2※）

## 2 親会社及びその連結子会社の間の出向社員を本市発注工事の監理技術者等として配置する場合（即時配置可能型）

### （1）概要

ア 親子間の在籍出向社員を監理技術者等として配置可能。

イ 国土交通省不動産・建設経済局建設業課へ「企業集団確認申請」が必要。

ウ 即時配置可能型で出向社員を監理技術者等として配置する本市発注工事について、当該企業集団構成会社又は当該親会社の非連結子会社がその下請負人となることはできない。

(2) 要件

次のアからオまでの要件のいずれにも適合することについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による確認（企業集団確認）を受けてください。

- ア 一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること
- イ 親会社及び連結子会社が建設業者であること
- ウ イの連結子会社がすべてアの企業集団に含まれる者であること
- エ 親会社又はその連結子会社（その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて）のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること
- オ 親会社又はその連結子会社が、既に即時配置可能型による取扱いの対象となっていないこと

(3) 提出書類

以下の書類の写しを工事監督課に提出してください。

- ア 出向社員の出向元の会社との間の雇用関係を示す書類
- イ 出向であることを証する書類（出向契約書、出向協定書等）  
なお、当該社員の給与、勤務時間、休日等の勤務条件等を記載した部分は、黒塗り（又は白抜き）としてください。
- ウ 企業集団確認書（国土交通省不動産・建設経済局建設業課交付）  
(様式2-2※)
- エ 施工体制台帳等（即時配置可能型で出向社員を監理技術者等として配置する本市発注工事について、当該企業集団構成会社又は当該親会社の非連結子会社が含まれていないことを確認するための資料）

※印記載の様式については、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和6年3月26日国不建技第291号）に記載している様式を使用してください。なお、上記通知のアドレスは次のとおりです。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/content/001732797.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001732797.pdf)